

歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準に関するお知らせ

当院では、以下の歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準を満たしています。

○口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止策を行なっています。

○感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を整えています。

○歯科外来診療の院内感染防止対策にかかる研修を、4年に1度以上、定期的に受講している常勤の歯科医師を配置しています。

○職員を対象とした院内感染防止対策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。